

## ソフトピアジャパン30年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別記ソフトピアジャパン30年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、岐阜県がソフトピアジャパン施設を指定管理委託している指定管理者「ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツ指定管理者」（以下「指定管理者」という。）に属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下「使用者」という）はあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、又は地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合
- (2) ソフトピアジャパン30年記念事業を推進する目的で使用する場合
- (3) ソフトピアジャパンに立地もしくは入居する団体等が使用する場合
- (4) 放送局、新聞社又は通信社等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (5) その他指定管理者が承認の手続きを必要としないと認めた場合

(使用許可申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、指定管理者が定めるソフトピアジャパン30年記念ロゴマーク使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 指定管理者は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、ロゴマークの使用を許可する。

2 指定管理者はロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) ソフトピアジャパンの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 自らの商標または意匠として使用するものと認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が適当でないと認める場合

3 指定管理者は、第1項の規定によりロゴマークの使用を許可する場合において、必要な条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の範囲においてのみ使用すること。
- (2) 商標登録、意匠登録その他著作物等に関する自己の権利について新たに設定又は登録をしないこと。
- (3) 第5条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) 別に定める使用マニュアルを遵守すること。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用承認の期間)

第7条 デザイン等の使用期間は、原則として令和8年度とし、次項による場合を除き使用許可申請書に記載のとおりとする。

2 指定管理者は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許可通知書に記載して通知する。

3 前2項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行い、使用許可を受けなければならない。ただし、在庫品など現に使用中の物品等にあっては、この限りではない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任のもとに必要な処置を講じなければならない。

2 指定管理者は、ロゴマークの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(承認の取消し)

第10条 指定管理者がロゴマークの使用に関し不適切であると判断した場合は、使用者はロゴマーク使用を中止し、又は必要な処置を講じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月17日から施行する